

鴨町池袋ノ九一七番地横山迄夫方ニ階ヲ爭議因本部トシ高
集谷所トシテ同人所有同所一九一八番地空家(六畳四畳半
二間)ヲ一ヶ月十五円ニテ借度ケ対策協議中ニテ目下特久
戦ノ状態ニアリ
右及申(通)報候也

別記 歎願 書

一 解雇減給ヲ絶対ニサハルコト
ニ 館ノ轉貸ヲ絶対ニサハルコト
三 給料ハ従前通り毎月二回ニ支拂ハレタシ
右歎願致候也
五月六日 金星館 従業員一同

善後第一五四〇號

昭和七年五月二十三日 警視總監 大野緑一郎

録長内務大臣 鈴木喜三郎殿
事務主任
會 局 長 官 殿



金星館(映画常設)労働争議ニ関スル件 (第三報||解決)

既報標記労働争議ハ本月十九日内滿解決セルカ前報後ノ状況左
記ノ通

記

7. 6. 2
8926

一 登 過
〇 従業員側
五月十日「妄狂ハ東京大ニ節ヲ禁止」其他ノ宣傳ハラテ撤
布セリ